

特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助の実施細則

令和元年6月28日危保細則第4号

最終改正 令和8年4月7日危保細則第8号

第1 目的

この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が特定屋外貯蔵タンクを保有する事業者等の依頼を受けて実施する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助（以下「技術援助」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術援助の内容

実施する技術援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 浮き屋根の構造に係る確認

浮き屋根に過度に応力が集中する構造等の有無について、当該浮き屋根の設計及び変更図面を確認するとともに、併せて当該浮き屋根の施工状況を確認する。

(2) 浮き屋根デッキ板に係る点検

浮き屋根デッキ板の腐食の状況やデッキ板相互の溶接線の状況について、事業所が実施した点検記録の内容を確認するとともに、現地において抜き取りで確認を行う。

(3) 浮き屋根ポンツーンに係る点検

浮き屋根ポンツーンの腐食の状況や溶接線の状況について、事業所が実施した目視点検記録、板厚測定記録及び加圧漏れ試験記録（加圧漏れ試験が実施不可の箇所にあつてはその代替試験に係る記録）の内容を確認するとともに、現地において抜き取りで確認を行う。

第3 技術援助の手続き等

- 1 技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、様式第1の「技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に、特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る資料（以下「設計図書等」という。）一部を添えて、協会に提出するものとする。
- 2 協会は、委託書の内容を確認のうえ、様式第2により技術援助契約書を二通作成し、捺印のうえ、委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第4条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

第4 報告

協会は、技術援助が終了したときは、委託者に対し様式第3の報告書により報告を行うものとする。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から実施する。

附 則（令和3年10月20日危保細則第9号）

この細則は、令和3年12月1日から実施する。

附 則（令和8年4月7日危保細則第8号）

この細則は、令和8年5月1日から実施する。

技術援助委託書

*契約番号

年 月 日

危険物保安技術協会

理事長 殿

会社名； _____

所在地； _____

代表者名； _____

下記により、技術援助について委託します。

設置者	所在地				
	氏名	電話番号；			
設置場所					
タンクの呼称又は番号					
タンク容量					
設置の許可年月日及び許可番号					
設置の完成検査年月日及び検査番号					
所轄消防本部等					
希望契約期間		契約日 ~ 年 月 日 まで			
技術援助項目		特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助			
連絡先	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号
		電子メールアドレス			
	住所	〒 _____			
	請求書	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名
電子メールアドレス					
住所		〒 _____			
*手数料		*消費税	*旅費	*合計	*受付欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 委託書はタンク1基ごとに作成すること。
 - *印の欄は記入しないこと。

様式第3

特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る
技術援助報告書

年 月 日			
殿			
危険物保安技術協会 理事長			
契約番号及び契約年月日	第 一 号	年 月 日	
設置許可番号及び設置許可年月日	第 一 号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク 貯蔵所の設置場所		タンク 番号	(kl)
技術援助の結果を下記のとおり報告します。			
記			